

2021年3月26日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画（第二次）

新日本非破壊検査株式会社
代表取締役社長 中山安正

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、第二次行動計画として次のように策定する。

1. 計画期間

2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

全社員に占める女性の割合を10%以上にする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2021年4月から 仕事と育児の両立を支援するため、労働者・管理職に対して社内制度の周知と意識啓発を実施する。
- 2026年3月まで 長期的に働くことができる職場環境を整えるため、女性技術者を配置する現場事務所や事業所の整備を促進する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

一事業年度における年次有給休暇の平均取得日数15日以上にする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2021年4月から 年次有給休暇の取得推奨期間等を定め、休暇の取得を促進する。
- 2026年3月まで 事業所または職種ごとの年次有給休暇の取得状況を把握し、取得日数の少ない事業所等に対して取組の強化を促す。

以上